

## 介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策

「新たな経済政策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」決定(平成20年10月30日)

平成21年度の介護報酬改定（プラス3.0%）により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇の抑制等を行う。

（内容）

- 介護従事者の処遇の向上を図るため、プラス3.0%の介護報酬改定を実施。
- このプラス3.0%の介護報酬改定に伴う保険料の上昇を段階的に抑制する措置を講じることとし、

21年度 改定による上昇分の全額

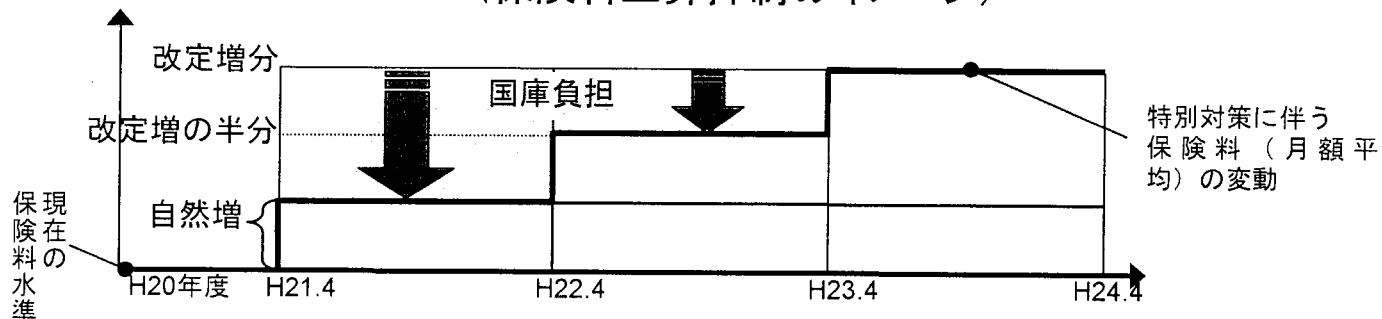
22年度 改定による上昇分の半額

について、被保険者の負担を国費により軽減。

- ・ 65才以上の者（第1号被保険者）の保険料分については、市町村に基金を設置。
- ・ 40～64才の者（第2号被保険者）の保険料分については、保険者団体等に交付し、同様の措置を講じる。

（所要額） 1, 200億円程度

（保険料上昇抑制のイメージ）



## 介護従事者の処遇改善と人材確保対策(イメージ)

### (1) 介護報酬改定等による対応

#### ○介護報酬の引上げ(3.0%) ☆

- ・ 地域差、小規模事業所への対応
- ・ 手厚い人員配置や有資格者を多く配置する事業者に対する評価 等

#### ○キャリアアップの仕組みの構築 ☆

- ・ 有資格者を多く配置する事業者に対する評価(再掲)

#### ○介護報酬改定の影響の検証 ※

- ・ 介護従事者の給与の改善が図られているか等について事後的に検証

#### ○人員配置基準の見直し ☆

- ・ 効率的な経営及び人材確保を図る観点等からの基準の見直し(サービス提供者等)

→ 介護事業者や施設に対して、管理者を含めた介護労働者の給与水準の公表が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずること(見直された介護報酬が介護労働者の給与へ行き渡ったことを、国民の目に見える形で検証できる仕組みを導入すべき)との意見がある。

### (2) 介護報酬改定以外の対応

#### ○介護人材の緊急確保対策(第2次補正)

- ・ 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充
- ・ 母子家庭の母親の介護福祉士等の資格取得支援
- ・ 介護人材の参入促進のための相談・助言、潜在的有資格者等養成支援、複数事業所連携、年長フリーター等を介護人材として確保・定着させた事業者への助成、介護作業負担軽減のための設備・機器導入奨励金

#### ○雇用管理改善に取り組む事業者へ支援 ※

- ・ 雇用管理改善の業務を担う人材の雇入れ助成
- ・ キャリアアップ・処遇改善等の各種人事制度の導入等を行う事業者に対する助成
- ・ 外部のコンサルタントを活用した雇用管理改善等に関する相談援助 等

#### ○福祉・介護分野での労働力需給調整機能の強化 ※

- ・ 福祉人材ハローワーク(仮称)の創設等による福祉・介護分野におけるマッチング機能の強化 等

#### ○経営モデルの作成・提示

- ・ 効率的な経営を行うために参考となる経営指標や経費の配分モデルの作成・提示

#### ○社会的な評価を高めるための取組み

- ・ 介護の日の制定 等

☆: 報酬や基準改正を行う場合、分科会における諮問・答申が必要な事項

※: 平成21年度概算要求事項